

教育訓練休暇給付金

令和7年
雇用保険事務
担当者研修会

「教育訓練休暇給付」とは？



(1) 「教育訓練休暇給付金」とは？

「教育訓練休暇給付金」とは？

- ・ 労働者が離職することなく、教育訓練に専念するため、自発的に休暇を取得して仕事から離れる場合、その訓練・休暇期間中の生活費を保障するため、失業給付（基本手当）に相当する給付として、賃金の一定割合を支給する制度です。
- ・ 一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者※が、就業規則等に基づき連続した30日以上の無給の教育訓練休暇を取得する場合、教育訓練休暇給付金の支給が受けられます。

※高年齢被保険者、短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者は対象外です。

〈活用例〉

- ・ 外国企業とのコミュニケーションが必要となる部署への異動を想定し、語学の習得に専念するため教育訓練休暇を取得し、その際に教育訓練休暇給付金を活用するケース。
- ・ IT企業で勤務している労働者が、上位資格の取得のため、教育訓練休暇を取得し、その際に教育訓練休暇給付金を活用するケース。

「教育訓練休暇給付金」の概要



(1) 支給対象者

両方を満たす必要あり

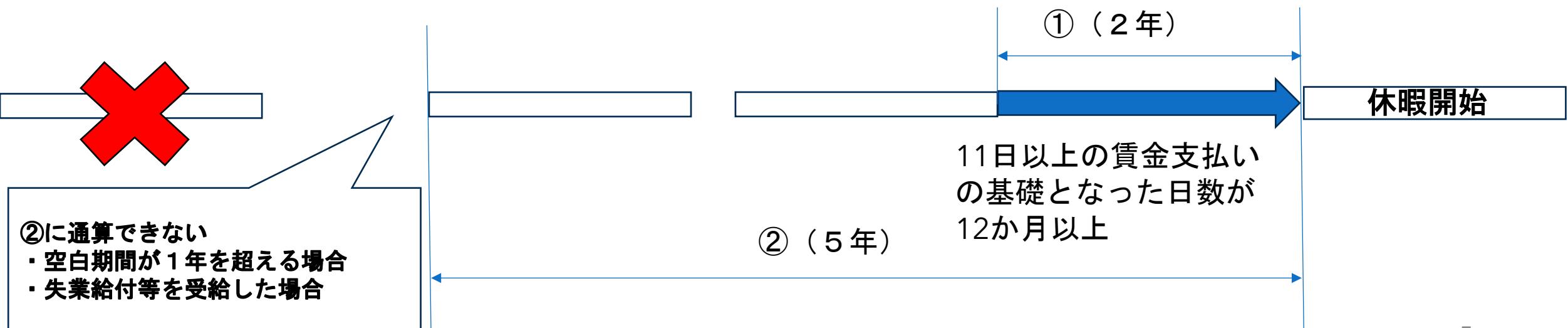
①被保険者期間（休暇開始前2年間）

2年間に12か月以上

（原則として、1か月に11日以上の賃金支払いの基礎となった日数）

②雇用保険加入期間（通算）

通算5年以上



(2) 受給期間・給付日数・給付日額

- ①受給期間：原則、休暇開始日から起算して1年間
- ②給付日数：雇用保険に加入していた期間（P 6 の②の期間）に応じます

加入期間	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
所定給付日数	90日	120日	150日

- ③給付日額：原則、休暇開始日前6か月の賃金日額に応じて算定されます

「教育訓練休暇給付金」の 支給対象となる休暇



(1) 「教育訓練休暇給付金」の支給対象となる休暇

適用担当
注目

全ての要件を満たす必要あり

- ① 就業規則や労働協約等に規定された休暇制度に基づく休暇
- ② 労働者本人が教育訓練を受講するため自発的に取得することを希望し、事業主の承認を得て取得する連続する30日以上の無給の休暇
- ③ 次に定める教育訓練等を受けるための休暇
 - ・学校教育法に基づく大学、大学院、短大、高専、専修学校又は各種学校
 - ・教育訓練給付金の講座指定を有する法人等が行う教育訓練
 - ・職業に関する教育訓練として職業安定局長が定めるもの
(司法修習、語学留学、会が愛大学院での博士号の取得等)

「教育訓練休暇給付金」 の手続きの流れ



(1) 手続きの流れ

事業主

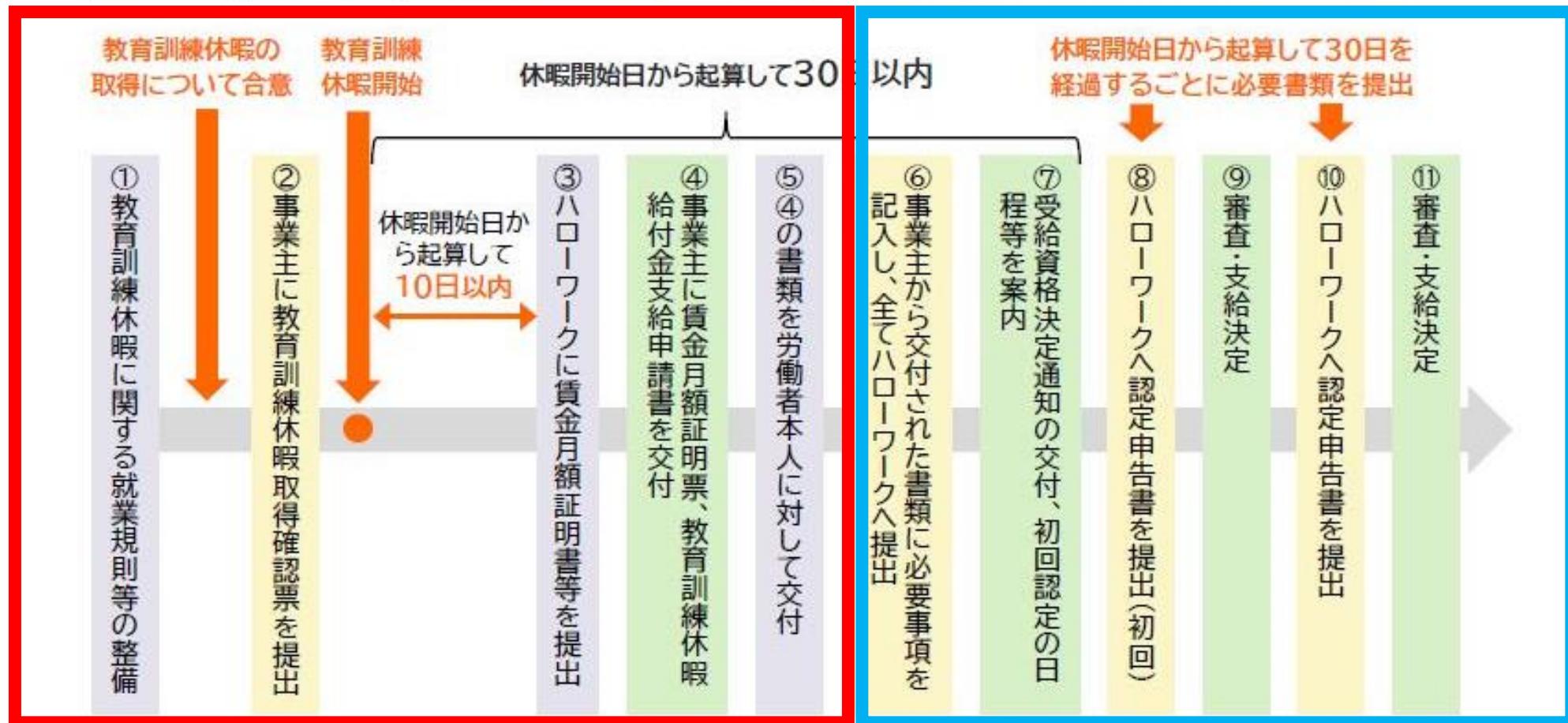
労働者

ハローワーク^(*)

*事業主が手続主体となる場合は事業所の所在地を管轄するハローワーク、労働者が手続主体となる場合は労働者の住居所を管轄するハローワークです。

事業主

労働者



参考



掲載場所

URL :

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koyouhoken/kukyakyufukin.html

検索ワード：教育訓練休暇給付金

QRコード：



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

本文へ お問い合わせ窓口 よくある質問 サイトマップ 国民参加の場
Google カスタム検索 検索

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 就用・労働 > 就用 > 就用保険制度 > 教育訓練休暇給付金

雇用・労働 教育訓練休暇給付金

制度概要 リーフレット・パンフレット
教育訓練休暇給付金のご利用を検討されている労働者の皆さまへ 事業主の皆さまへ
手続きの流れ、各種申請・届出様式 お問い合わせ先

労働者が離職することなく教育訓練に専念するため、自発的に休暇を取得して仕事から離れる場合、失業給付（基本手当）に相当する給付として賃金の一定割合を支給することで、訓練・休暇期間中の生活費を保障する制度です。

制度概要

一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者が、就業規則等に基づき連続した30日以上の無給の教育訓練休暇を取得する場合、教育訓練休暇給付金の支給が受けられます。
支給要件や手続等の詳細は各種資料をご確認ください。

項目	内容								
対象者	雇用保険の一般被保険者（在職の方）								
支給のタイミング	教育訓練休暇の開始日から起算して30日ごとにハローワークで認定を受けた後に支給								
給付額	離職した場合の基本手当（いわゆる失業手当）と同じ日額（賞与や年賀にはじめて決えられ、上級・下級があります）								
給付日数	雇用保険の被保険者であった期間（加入期間）に応じて、最大150日 <table border="1"><thead><tr><th>就入期間</th><th>5年以下100日未満</th><th>10年以上200日未満</th><th>200日以上</th></tr></thead><tbody><tr><td>所定期付日数</td><td>90日</td><td>120日</td><td>150日</td></tr></tbody></table>	就入期間	5年以下100日未満	10年以上200日未満	200日以上	所定期付日数	90日	120日	150日
就入期間	5年以下100日未満	10年以上200日未満	200日以上						
所定期付日数	90日	120日	150日						
留意点（労働者）	○教育訓練休暇給付金を受給した場合、就業休業期間はリセットされます。 ○支給申請は正しく行ってください。								
留意点（事業主）	○就業手帳を手渡している労働者について労働の届出を行った場合、割別の対象となります。 ○ハローワークから交付された書類は、速やかに労働者に交付してください。								

ページの先頭へ戻る